

平成31年2月4日
法務省入国管理局

新たな外国人材受入れに係る制度説明会

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年4月1日に施行されます。つきましては、これら新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、御案内いたします。

1 日時

平成31年2月13日 14時00分～17時00分

2 場所

岩手県立産業技術短期大学校2階 大教室 （紫波郡矢巾町南矢幅 10-3-1）

3 説明会に御参加いただける方

- （1）在留資格「特定技能」による受入れを希望される岩手県内所在の企業・団体・個人の方
- （2）改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される岩手内所在の企業・団体・個人の方
- （3）岩手県及び同県内の地方公共団体の職員の方

4 説明会日程

- 第一部 ①14時00分～15時00分 概要説明
②15時00分～16時00分 分野別個別説明（調整中）
第二部 ①16時00分～17時00分 質疑応答

【申込方法】

別紙「説明会参加申込書」に必要事項を入力し、電子メールに添付して、岩手県商工労働部雇用対策・労働室（AE0005@pref.iwate.jp）あて、送信願います。

【申込期限】

平成31年2月8日（金）16:00

※申し込み多数の場合、先着順とさせていただきます。

※参加の可否は、電子メールでお知らせいたします。